

[明石市労働組合連合会への回答]

給与制度の全体的な見直しについて（最終回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 期末勤勉手当にかかる役職加算については、行政職給料表（同表に準じる給料表を含み、再任用職員を除く。）の適用を受ける職員で2級、3級のうち一定経験年数を有する職員及び4級の全職員に対し、係長級職員と同一の5%を加算する取扱いとしていますが、令和8年度から、3級以下の職員への加算は廃止します。  
一方で、令和8年度から、人事・人材育成評価制度において、新たに評価区分「AA」を新設し、当該評価を受けた場合、次年度の勤勉手当に加算する考えです。
- 2 新規採用職員にかかる初年度の昇給については、本年4月1日採用の職員から、国の取扱いに準じ、現行の4号昇給を3号昇給に改めます。
- 3 行政職給料表（同表に準じる給料表を含む。）の適用を受ける職員で4級の特定号給をこえる昇給があった場合に、更に4号給追加し、8号給昇給している取扱いについては、令和8年度から廃止します。
- 4 私療養休暇等のため、昇給号給数を減じられた職員について、基準を満たした場合に1号給を復元する取扱いについては、令和8年度から廃止します。

- 5 技能労務職員の採用時の給与水準及び2級への昇格にかかる在級年数については、現行、採用時年齢41歳以上は一律となっていますが、採用時の給与水準を採用上限年齢である59歳まで段階的に上げるとともに、在級年数を現行の最短3年から採用時の年齢に応じて1年まで短縮することにより、給与水準を採用時の年齢に応じて引き上げる考えです。
- なお、本改正に伴い、本年4月に在職者調整を行う考えです。